

工学院大学産学官連携規程

(目的)

第1条 この規程は、工学院大学（以下「本学」という。）が産学官連携を行なうにあたり、産業界、地域社会および公的機関等との社会貢献に資する研究活動を活性化させ円滑に進めることを目的に定める。

(設置)

第2条 前条を推進するために本学に産学官連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(役割)

第3条 委員会は、産学官連携活動等に関し、次に掲げる事項について審議し方針および施策を決定する。

1. 産業界、地域社会および公的機関等との連携に関すること。
2. 知的財産権の発掘と技術移転の促進に関すること。
3. 社会貢献に資する情報発信に関すること。
4. 研究活動による利益相反の防止に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

1. 総合研究所所長
2. 各学部長および教育推進機構長
3. 総合研究所事務部長（次長）

(委員長)

第5条 委員長は、総合研究所所長をもって充てる。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長がこれを召集しその議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数をもって成立し、議事は出席した委員の過半数をもって決する。
- 3 第4条に定めるもののほか、議長が必要と認めたときは、構成員以外の者にも出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 委員会において審議および決定された重要事項については、学長に提議または報告するものとする。

(業務)

第7条 委員会は、前条で決定された事項を総合研究所研究推進課に指示し、総合研究所研究推進課は関係部署の協力・支援を得て実施する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が学部長・部長会議の意見を聴いて行う。

付 則

1. この規程は、平成27年12月21日から施行する。
2. リエゾンオフィス規程は廃止する。